

国自安第173号の2
令和3年1月12日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長



新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置（以下「緊急事態宣言」という。）の期間における適性診断の受診の取扱いについては、別紙（「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて」（令和2年4月28日付け、国自安第9号の2）（以下「特例措置」という。））によることとしていますが、令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言に係る期間における適性診断の受診の取扱いについては、特例措置による取扱いを行わないこととするのでその旨、了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、今後のさらなる緊急事態宣言の発出等を踏まえ、上記取扱いを変更することがある旨、御留意ください。



国自安第9号の2
令和2年4月28日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省自動車局長



新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のための適性診断の受診に係る特例措置について)

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、事業用自動車の運行の安全を確保するため、貨物自動車運送事業者は、事故惹起運転者等の運転者に対して、適性診断を受けさせることとされておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、今般、適性診断の受診について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるところに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態宣言期間」という。）が変更された場合の適性診断の受診期間の取扱いについては改めて通知するものとする。

記

1. 事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指針」という。）第二章4（1）において「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

2. 初任運転者への初任診断の受診に係る特例措置について

初任運転者への初任診断の受診については、指針第二章4（2）において、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

3. 高齢運転者への適齢診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適齢診断の受診については、指針第二章4（3）において、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。